

○家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文
 ○家庭用品品質表示法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第百六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（家庭用品）</p> <p>第一条 家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号。以下「令」という。）別表第一号（一）の内閣府令で定める繊維は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 ポリエチレン系合成繊維 二 ビニロン繊維 三 ポリ塩化ビニリデン系合成繊維 四 ポリ塩化ビニル系合成繊維 五 ポリアクリルニトリル系合成繊維 六 ポリプロピレン系合成繊維</p> <p>2 令別表第一号（三）1の内閣府令で定める衣服は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 帯 二 足袋 三 帽子（令別表第一号（一）に定める糸を表生地の一部又は一部に使用して製造したものに限る。） 3 7 (略)</p> <p>8 令別表第四号（八）の内閣府令で定める素材を使用して製造した食食用、食卓用又は台所用の器具は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造した食食用、食卓用又は台所用の器具（合成ゴムをパッキン又は滑り止</p>	<p>（家庭用品）</p> <p>第一条 家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号。以下「令」という。）別表第一号（一）の内閣府令で定める繊維は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 プロミックス繊維 二 ポリエチレン系合成繊維 三 ビニロン繊維 四 ポリ塩化ビニリデン系合成繊維 五 ポリ塩化ビニル系合成繊維 六 ポリアクリルニトリル系合成繊維 七 ポリプロピレン系合成繊維 八 ポリクラーニル繊維</p> <p>2 令別表第一号（三）1の内閣府令で定める衣服は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 帯 二 足袋 (新設)</p> <p>3 7 (略)</p> <p>8 令別表第四号（八）の内閣府令で定める素材を使用して製造した食食用、食卓用又は台所用の器具は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 強化ガラス製の食食用、食卓用又は台所用の器具</p>

めのみに使用して製造したものを除く。)

二 強化ガラスを製品の全部又は一部に使用して製造した食卓用、食卓用又は台所用の器具

三 ほうけい酸ガラス又はガラスセラミックスを製品の全部又は一部に使用して製造した食卓用又は台所用の器具

四 漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食卓用、食卓用又は台所用の器具(木製のもの及び合成樹脂製のものに限る。)

9 令別表第四号(九)の内閣府令で定める魔法瓶は、次に掲げるものとする。

一 中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用した魔法瓶であつて、卓上用のもの

二 内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用した魔法瓶であつて、主として飲用水に用い屋外に携帯するもの

三 内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用した魔法瓶であつて、卓上用のもの

10 11 令別表第四号(十七)の内閣府令で定めるマットレスは、次に掲げるものとする。

一 スプリングマットレス

二 ウレタンフォームマットレス(ウレタンフォームの部分の最大の厚さが五十ミリメートル以上のものに限る。)

13 (略)

二 ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食卓用、食卓用又は台所用の器具

三 漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食卓用、食卓用又は台所用の器具(木製のもの及び合成樹脂製のものに限る。)

四 合成ゴム製のまな板

9 令別表第四号(九)の内閣府令で定める魔法瓶は、次に掲げるものとする。

一 中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用した魔法瓶であつて、卓上用のもの

二 内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用した魔法瓶であつて、主として飲用水に用い屋外に携帯するもの

(新設)

10 11 (略)

12 令別表第四号(十七)の内閣府令で定めるマットレスは、次に掲げるものとする。

一 スプリングマットレス

二 ウレタンフォームマットレス(ウレタンフォームの部分の最大の厚さが五〇ミリメートル以上のものに限る。)

13 (略)